

○総務省令第二十八号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第九号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

総務大臣 川端 達夫

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第二十三号中「第四十八条の九の八第四項」を「第四十八条の九の九第四項」に改める。

第一条の八を次のように改める。

（公示送達の方法）

第一条の八 外国においてすべき送達においては、地方団体の長は、公示送達があつたことを通知すること

ができる。

第一条の十三第一項第一号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第二条の三の二第一項中「以下この条において」を「次項及び第二条の三の四において」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 給与支払者が給与所得者から受理した給与所得者の扶養親族申告書（法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。）は、法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項に規定する市町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与支払者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

第二条の三の二第四項中「第三百十七条の三の二第二項の規定」との下に「、第二項中「第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第二項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百十七條の三の二第二項の規定」とを加える。

第二条の三の五第一項中「提出しなければならない者」の下に「（次項において「公的年金等受給者」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から受理した公的年金等受給者の扶養親族申告書（法第四十五条の三の三第四項及び第三百十七条の三の三第五項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。）は、法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

第二条の五の見出し中「記載事項」を「提出方法等」に改め、同条第三号中「第五十条の六第一項第一号及び第三百二十八条の六第一項第一号」を「第五十条の六第一項第二号及び第三百二十八条の六第一項第二号」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等又は法第五十条の七第一

項第二号及び第三百二十八条の七第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部がこれらの規定に規定する特定役員退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項

イ 法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得
税法施行令第七十一条の二第二項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎

ロ 法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得
税法施行令第七十一条の二第四項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するとき、同令第三百十九
条の三第二項に規定する特定役員退職所得控除額の計算の基礎

第二条の五を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等の支払者がその退職手当等の支払を受ける者から受理したこれらの規定に規定する申告書は、これらの規定に規定する市町村長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。
ただし、当該申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

第七条の五の五中「第三十七条の五の二第二項第二号及び第四項第二号」を「第三十七条の五の二第四項第二号」に、「同条第二項第一号及び第四項第一号」を「同項第一号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政令第三十七条の五の二第二項第二号に規定する総務省令で定める施設は、シヨルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機装備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同項第一号の施設に隣接する緑地帯とする。

第七条の八第一号中「、第九十五条の二第三項又は第九十六条の三第五項」を「又は第九十五条の二第三項」に、「若しくは第八十七条の二第一項」を「、第八十七条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項」に改める。

第九条の八第一項及び第二項中「第四十八条の九の十三第一項」を「第四十八条の九の十四第一項」に改める。

第十条第二項を次のように改める。

2 法第三百十七条の六第五項第一号及び第六項第一号に規定する総務省令で定める方法は、総務省関係法

令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第四条第一項の定めるところにより法第三百十七條の六第七項に規定する記載事項（第四項において「記載事項」という。）を送信する方法とする。この場合において、同令第四条第一項中「行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十七條の六第五項又は第六項に規定する市町村の長の定めるところにより、当該市町村の長の指定する地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものの使用に係る電子計算機」と、「同項」とあるのは「情報通信技術利用法第三条第一項」とする。

第十条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「前項の承認を受けようとする者」を「政令第四十八條の九の八第一項に規定する総務省令で定める事項」に、「を記載した申請書を同項の市町村の長に提出しなければならない」を「とする」に改め、同項第一号中「その」を「政令第四十八條の九の八第一項に規定する」に改め、同項第二号中「当該」を「法第三百十七條の六第七項の」に改め、「、光ディスク等の種類並びに光ディスク等により調製し、提出しようとする給与支払報告書の規格及び見込枚数」を削り、同項第三号

を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 光ディスク等の種類

四 光ディスク等の規格

五 光ディスク等により調製し、提出しようとする法第三百十七条の六第五項の給与支払報告書及び同条第六項の公的年金等支払報告書の見込枚数

第十条第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 前項の送信は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて行うものとする。

4 法第三百十七条の六第五項第二号又は第六項第二号の規定による記載事項の記録に関する技術基準については、総務大臣が定める。

5 法第三百十七条の六第五項第二号に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク（次項において「光ディスク等」という。）とする。

第十条の二の二中「第四十八条の九の八第一項（）」を「第四十八条の九の九第一項（）」に改め、同条第一

号中「第四十八条の九の八第一項」を「第四十八条の九の九第一項」に改め、同条第四号中「第四十八条の九の八第四項」を「第四十八条の九の九第四項」に改める。

第十条の二の三中「第四十八条の九の九」を「第四十八条の九の十」に改める。

第十条の七の三第七項第二号中「及び」を「並びに」に、「の規定により算定された額」を「に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十九条各号に掲げる費用の額の合計額」に、「同条第一項第二号」を「同法第四十八条第一項第二号」に改める。

第十条の十三第一号中「本条」を「この条」に改め、同条第三号中「債務等処理法第二十五条に規定する移転が終了するまでの間貸し付けている土地（当該移転が平成二十三年一月一日までに終了しない場合にあっては、同日までの間においてのみ貸し付けている土地）で日本貨物鉄道株式会社が行う鉄道事業の用に直接供するもの（鉄道事業に係る線路設備、停車場、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する土地に限る。）又は」を削る。

第十一条の二第一項第一号中「及び第三項」を削り、同項第二号口中「（第三項において「外国貿易船」

という。」を削り、同条第三項を削る。

第十一条の十一中「（都市計画法第七条第三項の市街化調整区域内にあるものに限る。）」を削る。

第二十四条の九第二号中「第二条第三十三号」を「第二条第三十五号」に改める。

第三十二条を次のように改める。

（報告書の作成方法）

第三十二条 法第七百五十八条第一項に規定する報告書に記載すべき同項第一号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項（法第七百五十七条第一号に規定する税負担軽減措置等（以下この項において「税負担軽減措置等」という。）の適用の状況に係るものに限る。）は、次に掲げる税負担軽減措置等の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに基づくものとする。

一 道府県民税、事業税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉦区税、市町村民税、狩猟税、事業所税及び都市計画税に係る税負担軽減措置等 総務大臣が行った地方税の賦課徴収の状況に関する調査の結果

二 固定資産税に係る税負担軽減措置等 法第三百八十九条第一項の規定により総務大臣が決定した同項

に規定する価格等に基づき算定した法第七百五十七条第三号に規定する適用額を集計したもの、法第四百二十二条の規定による概要調書に記載された事項、法第七百四十三条第三項の規定による概要調書に記載された事項又は総務大臣が行った固定資産税の賦課徴収の状況に関する調査の結果

2 法第七百五十八条第一項に規定する報告書に記載すべき同項第二号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項（法第七百五十七条第二号に規定する租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の状況に係るものに限る。）は、法第七百五十九条第一項及び第二項の規定により財務大臣から提供を受けた法第七百五十七条第五号に規定する適用実態調査情報に基づくものとする。

附則第三条の二の十四及び第三条の二の十五を削る。

附則第三条の二の十六（見出しを含む。）中「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十三項」に改め、同条を附則第三条の二の十四とする。

附則第三条の二の十七（見出しを含む。）中「附則第七条第十九項第二号」を「附則第七条第十七項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十五とする。

附則第三条の二の十八（見出しを含む。）中「附則第七条第十九項第三号」を「附則第七条第十七項第三

号」に改め、同条を附則第三条の二の十六とする。

附則第三条の二の十九を附則第三条の二の十七とする。

附則第三条の二の二十を削る。

附則第四条第一項第一号中「以下この項、第五項から第七項まで及び第十四項」を「第十二項を除き、以下この条」に、「附則第十条第十六項」を「附則第十条第十九項」に改め、同条第三項中「の規定は、」を「並びに第二十三条の七の二第二項から第四項まで、第六項、第七項、第八項（同条第三項、第四項、第六項及び第七項に係る部分に限る。）及び第十項の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項及び第十八項並びに第七十条の四の二第三項及び第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）並びに」に、「第三十六項、第三十七項、第五十二項、第五十七項及び第五十八項」を「第五十二項、第五十八項及び第五十九項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項（同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）」に、「第三十二項、第三十三項、第三十六項及び第三十九項」を「及び第三十九項並びに第二十三条の七の二第三項及び第四項」に改め、同条第六項中「第四十条の六第六十項第二号」を「第四十条の六第六十一項第二号」に改め、同条第

七項第三号中「次に掲げる場合」を「受贈者が、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第六項の規定の適用を受ける農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、次に掲げる場合」に改め、同号イ中「受贈者が、租税特別措置法第七十条の四第六項の規定の適用を受ける」を「当該」に改め、同条第十項及び第十一項中「附則第十条第十三項」を「附則第十条第十六項」に改め、同条第十二項中「附則第十条第十五項に規定する農地等」を「附則第十条第十八項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（以下この項において「農地等」という。）」に改め、同条第十四項中「附則第十条第十七項」を「附則第十条第二十項」に改め、同条に次の二項を加える。

15 政令附則第十条第二十三項に規定する総務省令で定める事項は、引き続き法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受けた旨及び同項に規定する特定貸付農地等に係る特定貸付け（同項に規定する特定貸付けをいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する事項で次に掲げるものとする。

一 当該特定貸付農地等の所在、地番、地目及び面積

二 当該特定貸付けを行った年月日

三 当該特定貸付農地等を借り受けた者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

四 当該特定貸付けに係る法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する賃借権等の存続期間

五 当該特定貸付農地等について引き続き特定貸付けを行っている旨

16 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者が特定貸付けを行っている場合における第十四項の規定の適用については、同項第五号中「第七十条の四第二十一項」とあるのは「第七十条の四の二第一項」とする。

附則第四条の四を次のように改める。

（法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第四条の四 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下

この条から附則第四条の六までにおいて「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第四条の六において同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条から附則第四条の六までにおいて「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。第八項において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条第一項第九号の基準

3 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条及び次条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

4 法附則第十二条の二の二第二項第三号に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えら

れた圧力とする。

5 法附則第十二条の二の二第二項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

6 法附則第十二条の二の二第二項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

7 法附則第十二条の二の二第二項第四号イに規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している

こと。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び次条において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

8 法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(1)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

9 法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率とは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一

号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号）に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）に定める基準エネルギー消費効率

10 法附則第十二条の二の二第二項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11 法附則第十二条の二の二第二項第五号イに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準と

する。

12 法附則第十二条の二の二第二項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

13 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該

自動車平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

14 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

15 法附則第十二条の二の二第三項に規定する平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。)第一条第二号に掲げる方法(次条第十五項において「JCO八モード法」という。)とする。

16 法附則第十二条の二の二第三項に規定する平成二十二年度燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法(次条第十六項において「十・十五モード法」という。)とする。

17 法附則第十二条の二の二第三項において準用する同条第二項(第四号イに係る部分に限る。)の規定の

適用がある場合における第七項第二号の規定の適用については、同号中「第四条に規定する平成二十七年
度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び次条において「平成二十七年燃費基準達成レベル」
という。）が百二十以上であること及び」とあるのは「第三条第八号に掲げる基準に適合すること並びに
」と、「自動車平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車」とあるのは「自動車の平成二十七
年度エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセン
ト向上達成車」とする。

附則第四条の五を次のように改める。

（法附則第十二条の二の三第二項第一号イのガソリン自動車等）

第四条の五 法附則第十二条の二の三第二項第一号イに規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下の
バス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイ
に掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車につい
ては同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一

を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

2 法附則第十二条の二の三第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

3 法附則第十二条の二の三第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自

自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4 法附則第十二条の二の三第二項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

5 法附則第十二条の二の三第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車である

ことが記載されている自動車に限る。)とする。

6 法附則第十二条の二の三第二項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

7 法附則第十二条の二の三第二項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

8 法附則第十二条の二の三第三項第一号イに規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

9 法附則第十二条の二の三第三項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

10 法附則第十二条の二の三第三項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11 法附則第十二条の二の三第三項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

12 法附則第十二条の二の三第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

13 法附則第十二条の二の三第三項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

14 法附則第十二条の二の三第三項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが

記載されている自動車に限る。)とする。

15 法附則第十二条の二の三第四項に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、JCO八モード法とする。

16 法附則第十二条の二の三第四項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、十・十五モード法とする。

17 法附則第十二条の二の三第四項において準用する同条第二項(第一号イに係る部分に限る。)又は第三項(第一号イに係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における第一項第二号及び第八項第二号の規定の適用については、第一項第二号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百二十未満であること及び」とあるのは「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(第八項第二号において「実施要領」という。)第三条第七号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車」と、第八項第二号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百二十未満であること及び」とあるのは「実施要領第三条第

六号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車が平成二十七年燃費基準達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年燃費基準達成率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車」とする。

附則第四条の六を次のように改める。

（法附則第十二条の二の五第四項の路線バス等）

第四条の六 法附則第十二条の二の五第四項に規定する乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がノンステップバスであることが記載されているものとする。

2 法附則第十二条の二の五第四項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。第四項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準とする。

3 法附則第十二条の二の五第五項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える

査証に当該トラックが衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

8 法附則第十二条の二の五第七項第一号及び第二号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとする。

9 法附則第十二条の二の五第七項第一号及び第二号に規定する平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第八項の基準又は細目告示第九十三条第九項の基準とする。

10 法附則第十二条の二の五第八項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる場合にあつては、ハからヘまでに掲げる事項を除く。）

イ 法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨

- ロ 自動車の取得価額
- ハ 自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率をいう。）
- ニ 自動車の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）
- ホ 内燃機関の燃料の種類
- ヘ エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量、変速装置の方式及び構造
- 二 法附則第十二条の二の五第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項
- イ 法附則第十二条の二の五第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする旨
- ロ 自動車の取得価額
- ハ 乗車定員
- 三 法附則第十二条の二の五第七項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項
- イ 法附則第十二条の二の五第七項の規定の適用を受けようとする旨

ロ 自動車の取得価額

ハ 自動車の車両総重量

11 前項第一号ハからへまで（法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする自動車がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車である場合にあっては、前項第一号ハからホまで）、前項第二号ハ又は同項第三号ハに掲げる事項は、当該自動車に係る法第二百二十二条第一項若しくは第二百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

附則第四条の七第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第四号」を「第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第六項を第三項とし、第七項から第十三項までを三項ずつ繰り上げ、第十四項を削り、第十五項を第十一項とし、第十六項を第十二項とし、第十七項を第十三項とする。

附則第五条の見出しを「（法附則第十二条の三第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用い

る自動車等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「次項」を「以下この条」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「又は」を「及び」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4 法附則第十二条の三第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5 法附則第十二条の三第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

附則第五条の二第一項中「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号の基準（粒子状物質に係る部分を除く。）」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号の基準（粒子状

物質に係る部分を除く。)又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(以下この条において「適用関係告示」という。)第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準」に改め、同条第二項中「同号の表」を「同表」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「同号の表」を「同表」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項第一号中「第三条第六号」の下に「から第八号まで」を加え、「(当該)」を「及び当該」に改め、「内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には」、「軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること」及び「、それぞれ」を削り、「自動車に限る。」を「こと」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9 法附則第十二条の三第四項第二号に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が三・五トン以下の自動車 細目告示第四十一条第一項第十一号の基準又は適用関係告示第二十八条第百三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条第一項第九号の基準

10 法附則第十二条の三第四項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通

大臣が認定していること。

附則第五条の二第十一項及び第十二項を削り、同条第十三項中「附則第十二条の三第四項第三号」を「附則第十二条の三第四項第四号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（次項において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第五条の二第十三項第二号中「第九項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項第一号を次のように改める。

一 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

附則第五条の二第十四項第二号中「第九項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし

、同条に次の三項を加える。

13 法附則第十二条の三第六項に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法とする。

14 法附則第十二条の三第六項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

15 法附則第十二条の三第六項において準用する同条第四項（第四号に係る部分に限る。）又は第五項の規定の適用がある場合における第十一項第一号及び第十二項第一号の規定の適用については、第十一項第一号中「第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（次項において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び」とあるのは「第三条第七号又は第八号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年エネルギー消費

効率が算定されていないこと及び当該自動車は平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車」と、第十二項第一号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び」とあるのは「実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年度エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車は平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車」とする。

附則第六条第十五項を削り、同条第十四項中「附則第十五条第二項第五号」を「附則第十五条第二項第六号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「附則第十五条第二項第四号」を「附則第十五条第二項第五号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「附則第十五条第二項第三号」を「附則第十五条第二項第四号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「附則第十五条第二項第三号」を「附則第十五条第二項第四号」に、「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 法附則第十五条第二項第三号に規定する総務省令で定める特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する

施設は、活性炭利用吸着式特定有害物質処理装置（土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第一条第二十一号に掲げる物質を活性炭に吸着させて処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にあるドライクリーニング装置の部分を含む。）とする。

附則第六条第十六項及び第十七項中「附則第十五条第四項」を「附則第十五条第三項」に改め、同条第十八項中「附則第十五条第五項」を「附則第十五条第四項」に、「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第六項」に改め、同条第十九項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第六項」に改め、同条第二十項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第九項」に改め、同条第二十一項中「附則第十一条第十項第四号」を「附則第十一条第九項第四号」に改め、同条第二十二項及び第二十三項を削り、同条第二十四項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項第一号中「供されていた車両（」の下に「エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。」を加え、「既存車両」を「既存更新車両」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二

十七項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第九項」に、「第二十六項第二号」を「第二十四項第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十二項中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十三項中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十三項」に改め、「次に掲げる」の下に「要件に該当する」を加え、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当する船舶であること。

イ 前年中における外国貿易船（第十一条の二第一項第二号ロに規定する外国貿易船をいう。以下この

号において同じ。)として就航した日数の全就航日数に対する割合が二分の一を超える船舶(前年の一月二日以後に建造された船舶で前年中における就航日数が零であるものにあつては、当該船舶の構造、資格等からみて主として外国貿易船として就航するものと認められる船舶)

ロ 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体(以下ロにおいて「日本人」という。)が前年の一月二日以後に日本人以外の者から譲渡を受けた船舶のうち、当該譲渡を受けた日から前年の十二月三十一日までの期間中における外国貿易船として就航した日数の全就航日数に対する割合が二分の一を超える船舶(当該期間中における就航日数が零であるものにあつては、当該船舶の構造、資格等からみて主として外国貿易船として就航するものと認められる船舶)

二 次のいずれかに該当する船舶であること。

イ 海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)第四十三条第一項第四号イに掲げる船舶

ロ 海上運送法施行規則第四十三条第一項第四号ロ又はハに掲げる船舶のうち、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)第二条の二第二項第二号の設備を有するもの又は船舶自動化設備特殊規則(昭和五十八年運輸省令第六号)第五条の衛星航法装置、同令第五条の

二の自動衝突予防援助装置及び船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第四百四十六条の二十五第一項の船速距離計（ドプラ式のものに限る。）若しくは同令第四百四十六条の四十三第一項のサイドスラストー（船首に設置されているものに限る。）（ハにおいて「衛星航法装置等」という。）を有するもの

ハ 海上運送法施行規則第四十三条第一項第四号ニ又はホに掲げる船舶のうち衛星航法装置等を有するもの

附則第六条第三十五項を同条第三十三項とし、同条第三十六項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第二十二項」に改め、「、鉄道事業法」の下に「（昭和六十一年法律第九十二号）」を加え、同項第五号中「鉄道事業法施行規則」の下に「（昭和六十二年運輸省令第六号）」を加え、同項を同条第三十四項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十九項を削り、同条第四十項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十二項中「附則第十一条第二十

七項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十四項中「附則第十一条第二十九項第二号」を「附則第十一条第二十五項第二号」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十五項中「附則第十一条第二十九項第三号」を「附則第十一条第二十五項第三号」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十六項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十八項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十九項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第五十項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十二項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十三項中「附則第十一条第三十九項」を「附則第十一条第三十五項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十四項中「附則第

十一條第四十項」を「附則第十一條第三十六項」に改め、同項第二号中「電気通信事業法第二條第六号に掲げる電気通信業務の用に供される光ファイバ製の通信ケーブルのうち、最終配線盤（指定施設に引き込まれるケーブルが他のケーブルと最終的に分岐して敷設される地点に設置される装置をいう）を「配線盤（き線ケーブルと配線ケーブルを接続するものに限る）」に改め、「光端末回線装置（」の下に「光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であつて、光ファイバを用いた線路が接続される端末設備であるものをいい、」を、「接続するもの」の下に「（一の芯線を二以上の者が共用する区間に敷設されるものを除く。）」を加え、同項を同條第五十項とし、同條第五十五項及び第五十六項を削り、同條第五十七項中「附則第十五條第三十五項」を「附則第十五條第三十項」に改め、同項を同條第五十一項とし、同條第五十八項中「附則第十五條第三十六項」を「附則第十五條第三十一項」に改め、同項を同條第五十二項とし、同條第五十九項中「附則第十一條第四十三項」を「附則第十一條第三十九項」に改め、同項を同條第五十三項とし、同條第六十項中「附則第十一條第四十四項」を「附則第十一條第四十項」に改め、同項を同條第五十四項とし、同條第六十一項中「附則第十五條第三十七項」を「附則第十五條第三十二項」に改め、同項を同條第五十五項とし、同條第六十二項中「附則第十一條第四十五項」を「附則第十一條第四十一項」に

改め、同項を同条第五十六項とし、同条第六十三項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十二項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条に次の三項を加える。

58 政令附則第十一条第四十三項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

59 政令附則第十一条第四十四項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第四十三項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

60 法附則第十五条第三十七項に規定する認定発電設備で総務省令で定めるものは、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、住宅等太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第一項に規定する電気事業者がその事業の用に供する低圧（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第一号に規定する低圧をいう。）の電線路を介して電気を供給する住宅、事業場その他の場所に設

置される太陽光発電設備でその出力が経済産業大臣が定める出力未満のものをいう。)の用に供する償却資産以外のものとする。

附則第六条の三第一項中「又は旅客自動車運送事業」を削り、「次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める固定資産」を「線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する固定資産又は車両」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「停車場」の下に「、変電所」を加える。

附則第六条の四の見出しを「(政令附則第十一条の三第三号の固定資産)」に改め、同条第一項中「附則第十一条の三第一項第三号」を「附則第十一条の三第三号」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第八条第四号中「(昭和二十四年法律第九十五号)」を削る。

附則第十二条の三第一項中「性風俗特殊営業」を「性風俗関連特殊営業」に改め、同項第三号口中「、運動室(主として重量挙げ及びボディビル用具を用いて健康管理及び体力向上を目的とした運動の用に供するものをいう。)」を削り、同項第四号に次のように加える。

二 結婚式場

附則第十二条の三第一項第五号中「第十六条第一項」を「第八条第一項」に、「内閣総理大臣」を「沖縄県知事」に、「第七条第一項第一号」を「第七条第一号」に改め、同条第三項中「附則第十六条の二の八第四項」を「附則第十六条の二の八第五項」に改める。

附則第二十二條の三第二号イ中「農業委員会」の下に「（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）」を加え、同条第三号イ及び第四号イ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

附則第二十二條の四の見出し中「附則第三十一条の二」を「附則第三十一条の二第三項及び第四項」に改め、同条中「附則第三十一条の二」を「附則第三十一条の二第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 政令附則第三十一条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、国土交通大臣の発行する証明書で、次に掲げる事項の記載があるものとする。

一 当該書類を提出する者が法附則第五十一条の二第二項の規定に該当する第一種鉄道事業者（鉄道事業法第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者をいう。）であること。

二 法附則第五十一条の二第二項の規定の適用を受けようとする土地が同項に規定する被災鉄道施設（次号及び第四号において「被災鉄道施設」という。）に代わるものとして建設される鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設（政令附則第三十一条の二第一項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。次号及び第四号において「代替鉄道施設」という。）の敷地の用に供されるものであること。

三 被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積及び代替鉄道施設の敷地の用に供される土地の面積

四 被災鉄道施設に係る鉄道事業（鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業をいう。以下この号において同じ。）の用に供されていた路線の起点から終点までの距離及び代替鉄道施設に係る鉄道事業の用に供される路線の起点から終点までの距離

五 政令附則第三十一条の二第二項に規定する割合

附則第二十三条第一項第一号ハ中「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため
の地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律
（平成二十三年法律第九十六号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第二条」を「地方税法及び国有

資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項」に、「又は同条第三項（地方税法等改正法附則第二条）を「若しくは同条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項）に改め、「他の自動車」の下に「又は平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第五十条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及び次項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車若しくは同条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及び次項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十条第二項に規定する他の自動車」を加え、同条第二項第一号イ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「

自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ハ中「代替自動車又は」を「代替自動車若しくは」に改め、「他の自動車」の下に「又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車若しくは同条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車」を加え、同号ニ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ホ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改める。

附則第二十三条の二第一項第一号イ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ハ中「同条第二項（地方税法等改正法附則第二条）」を「同条第二項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項）」に、「同項に規定する代替自動車又は法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条）」を「法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車若しくは同条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項）」に、「同項に規定する他の自動車」を「法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従

前の例によることとされる場合を含む。以下ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車若しくは平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車」に改め、同号ニ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ホ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同条第二項第一号ロ及びハ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ニ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改める。

附則第二十四条第十二項第三号イ及び第四号イ中「警戒区域設定指示が行われた日において同項に規定する警戒区域設定指示区域」を「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居住困難区域」に改める。

附則第二十五条第一項第一号ハ中「地方税法等改正法附則第二条」を「平成二十四年改正法附則第十五条

第二項」に改め、同号ハに次のように加える。

(7) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下(7)及び第四項第一号ハ(7)において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(8) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下(8)及び第四項第一号ハ(8)において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

(9) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第四項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下(9)及び第四項第一号ハ(9)において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第四項に規定する対象区域内用途廃止等

自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（(7)に掲げる代替自動車を除く。）

- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第五項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下(10)及び第四項第一号ハ(10)において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第五項に規定する他の軽自動車（(8)に掲げる他の自動車を除く。）

附則第二十五条第二項第一号ハ中「地方税法等改正法附則第二条」を「平成二十四年改正法附則第十五条第二項」に、「又は同条第七項」を「若しくは同条第七項」に改め、「他の二輪自動車等」の下に「又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又

は平成二十四年改正法附則第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第七項に規定する他の二輪自動車等」を加え、同条第三項第一号ハ中「地方税法等改正法附則第二条」を「平成二十四年改正法附則第十五条第二項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「他の小型特殊自動車」の下に「又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるもの」と市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第九項に規定する他の小型特殊自動車」を加え、同条第四項第一号イ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ハに次のよう

に加える。

(7) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(9) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第四項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（(7)に掲げる代替自動車を除く。）

(10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第五項の規定の適用を受けた同項に規定する他の軽自動車（(8)に掲げる他の自動車を除く。）

附則第二十五条第四項第一号二中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ホ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同条第五項第一号イ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「

自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ハ中「又は同条第七項」を「若しくは同条第七項」に改め、「他の二輪自動車等」の下に「又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等」を加え、同号二中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ホ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、「若しくは」に改め、「他の小型特殊自動車」の下に「又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小型特殊自動車」を加え、同号ニ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ホ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同条第七項第一号口中「警戒区

域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ハ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同条第八項第一号ロ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ハ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同条第九項第一号ロ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ハ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改める。

第三号様式別表の裏面を次のように改める。

第三号様式別表 挿入

第五号の四様式を次のように改める。

第五号の四様式 挿入

第五号の五の二様式中「認定特定非営利活動法人」の次に「及び仮認定特定非営利活動法人」を加える。
第五号の五の三様式中「認定特定非営利活動法人を除く」を「認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）を除く」とし、「認定特定非営利活動法人以外」を「認定特定非営利活動法人等以外」とし、「認定特定非営利活動法人に対する寄附金」を「認定特定非営利活動法人等に対する寄附金」と改める。

第五号の十四様式備考2(2)を次のように改める。

- (2) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部がこれらの規定によりその例によるものとされ

る所得税法第201条第1項第1号イに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。

第五号の十四條が題名(五)中「記載すること」の次に「。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第2項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること」を加へ、同條が備考(5)の次に加へる。

(ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(三) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

第五号の十四様式備考2⑥中「第30条第4項第2号」や「第30条第5項第2号」に改め、同様式備考2に次のように加える。

(7) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職所得申告書に、法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。

第十六号の九様式を次のように改める。

第十六号の九様式 挿入

第十六号の十三様式の備考の表を次のように改める。

業 種	略 称
法第144条の6に掲げるもの	石油化学製品製造業 石化

業 種	略 称
法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げるもの 漁 船 漁 船 以 外 の 船 舶	漁 船
法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの 航 路 標 識 等	航
法附則第12条の2の7第1項第3号に掲げるもの 鉄道用車両・軌道用車両	軌
法附則第12条の2の7第1項第4号に掲げるもの 農 業 等 林 業 等	農 林
法附則第12条の2の7第1項第5号に掲げるもの 陶 磁 器 製 造 業 セメント製品製造業 生コンクリート製造業 電 気 供 給 業 地熱資源開発事業	陶 七 生 電 地

鉱物の掘採事業	鉱
とび・土工事業	と
鉱さいバラス製造業	バ
港湾運送業	港
倉庫業	倉
貨物利用運送事業等	貨
航空運送サービス業	空
廃棄物処理事業	廃
木材加工業	木加
木材市場業	木市
たい肥製造業	肥
索道事業	索

第十七号様式別表を次のように改める。

第十七号様式別表 挿入

第三十四号の五様式記載心得7及び8中「から第6項まで」を「から第5項まで」に改める。

第四十四号様式別表三記載心得4中「から第4項まで」を「から第5項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の五の五及び第十一条の十一の改正規定並びに附則第五条第一項及び第六条第四項の規定 平成二十四年七月一日

二 第二条の三の二、第二条の三の五、第二条の五、第五号の四様式、第五号の五の二様式、第五号の五の三様式、第五号の十四様式及び第十七号様式別表の改正規定並びに次条の規定（第三号様式別表に係

る部分を除く。)及び附則第九条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)別表地方税法(昭和二十五年法律第二十二号)の項の改正規定(「第十四条の九第三項」を「(第一条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の九第三項(第一条第二項及び第十四条の十一第二項において準用する場合を含む。)」に改める部分、「第十五条の四第二項」の下に「第十六条の二第二項」を加える部分、「第二十条の九の三第一項及び」の下に「第三項並びに」を加える部分、「第三十八項、第四十項及び第四十一項」を「第二十八項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十四項及び第四十五項」に改める部分、「第五十三条第二十二項及び第二十三項」を「第五十三条第二十二項、第二十三項及び第二十八項」に改める部分、「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第三十七項」に改める部分、「第五十三条第四十項及び第四十一項については第七百三十四条第三項において」を「第五十三条第三十九項及び第四十項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第四十四項及び第四十五項については第一条第二項において」に改める部分、「第七十二条の四十九第二項及び第四項から第六項まで」を「第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで」に改める部分及び「第七百三十三条の二十二第

一項（これらの規定を第七百三十五条」を「第七百三十三条の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五条第二項」に改める部分を除く。）及び同表地方税法施行令の項の改正規定（「第七条の三の四第一項」の下に「、第七条の四の七第一項」を加える部分、「第二十四条の三第一項」を「第二十条の二第一項（第一条において準用する場合を含む。）」、「第二十四条の三第一項」に改める部分、「第二十五条第一項」の下に「、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第一項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第一項」を加える部分、「第四十三条の十七」の下に「、第四十三条の十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項」を加える部分、「第四十六条の三の二第一項」の下に「、第四十七条の五第一項」を加える部分、「第五十四条の四十二第一項」を「第五十二条の十三の二第一項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）」、「第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」、「第五十四条の三十一の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）」、「第五十四条の四十二第一項」に改め

る部分及び「第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）」の下に「第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」、第五十六条の四十九の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）に限る。） 平成二十五年一月一日

三 第三号様式別表の改正規定及び次条第四項の規定（第三号様式別表に係る部分に限る。） 平成二十五年四月一日

四 第一条の八の改正規定 平成二十五年七月一日

五 第一条の七第二十三号、第九条の八第一項及び第二項、第十条、第十条の二の二並びに第十条の二の三の改正規定並びに附則第九条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定（「第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九」を「第四十八条の九の八、第四十八条の九の九第一項及び第四項並びに第

四十八条の九の十」に改める部分に限る。）及び同表地方税法施行規則の項の改正規定（「第八条の五十一第一項並びに第十条第三項」を「第八条の五十一第一項並びに第十条第二項から第六項まで」に改める部分に限る。）に限る。） 平成二十六年一月一日

六 附則第六条に三項を加える改正規定（同条第六十項に係る部分に限る。） 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三の二第二項の規定は、同項に規定する給与支払者が平成二十五年一月一日以後に同項に規定する給与所得者から受理する同項に規定する給与所得者の扶養親族申告書について適用する。

2 新規則第二条の三の五第二項の規定は、同項に規定する公的年金等支払者が平成二十五年一月一日以後に同項に規定する公的年金等受給者から受理する同項に規定する公的年金等受給者の扶養親族申告書について適用する。

3 新規則第二条の五第一項の規定は、同項に規定する退職手当等の支払者が平成二十五年一月一日以後に同項に規定する退職手当等の支払を受ける者から受理する同項に規定する申告書について適用する。

4 新規則第三号様式別表、第五号の四様式、第五号の五の二様式、第五号の五の三様式及び第十七号様式別表は、平成二十五年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

5 新規則第五号の十四様式は、平成二十五年以後の各年において支払の確定した地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法第五十条の九及び第三百二十八条の十四に規定する退職手当等についてこれらの規定により提出し、又はこれらの規定により交付するこれらの規定に規定する特別徴収票について適用し、平成二十四年以前の各年において支払の確定した平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十条の九及び第三百二十八条の十四の規定により提出し、又はこれらの規定により交付するこれらの規定に規定する特別徴収票については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第三条 新規則第十六号の九様式は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第四条 新規則附則第四条の七の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第五条 新規則第七条の五の五第一項の規定は、平成二十四年七月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

2 この省令による改正前の地方税法施行規則(以下「旧規則」という。)附則第三条の二の十五の規定は、平成二十四年改正法附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十一条第十一項に規定する家屋の取得が施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当

該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成二十三年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成二十四年度分及び平成二十五年度分の固定資産税及び都市計画税に係る新規則第十条の七の三第七項第二号の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「及び」と、「に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十九条各号に掲げる費用の額の合計額」とあるのは「の規定により算定された額」と、「同法第四十八条第一項第二号」とあるのは「同条第一項第二号」とする。

3 旧規則第十条の十三第三号に規定する貸し付けている土地に対して課する平成二十四年度分及び平成二十五年度分の固定資産税及び都市計画税については、同号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「平成二十三年一月一日」とあるのは、「平成二十五年一月一日」とする。

4 新規則第十一条の十一の規定は、平成二十五年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

5 新規則附則第六条第二十三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に取得された同項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する平成二十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧規則附則第六条第二十五項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成二十四年改正法附則第八条第八項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条第二十項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、旧規則附則第六条第四十一項の規定は、なおその効力を有する。

7 平成二十四年改正法附則第八条第十項及び第十四条第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十五条の三第二項に規定する旧資産に対応するものとして取得された家屋又は償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、旧規則附則第六条の四第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

(総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域等に関する経過措置)

第七条 平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定の適用がある場合における新規則附則第二十二條の

三並びに第二十四條第十一項及び第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新規則の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十二條の 三	法附則第五十一條第四項又は第 五項の規定の適用を受けようと する場合 次に	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の 一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七 号。以下この号及び次号並びに附則第二十四條 第十二項において「平成二十四年改正法」とい う。）附則第十五條第一項の規定により読み替 えて適用される法附則第五十一條第四項又は第 五項の規定の適用を受けようとする場合 次に 平成二十四年改正法附則第十五條第一項の規定 により読み替えて適用される法附則第五十一條
法附則第五十一條第四項に規定 する		

	<p>同条第四項又は第五項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日</p>	<p>政令附則第三十一条第四項第二号から第四号まで</p>	<p>法附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては</p>
<p>第四項に規定する</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>	<p>地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百九号。以下この号及び次号並びに附則第二十四条第十一項及び第十二項において「改正令」という。）附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十条第四項第二号から第四号まで</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする</p>

	<p>る場合にあつては</p>
<p>政令附則第三十一条第五項第三号</p>	<p>改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第五項第三号</p>
<p>法附則第五十一条第五項</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第五項</p>
<p>政令附則第三十一条第五項第一号</p>	<p>改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第五項第一号</p>
<p>法附則第五十一条第六項</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第六項</p>
<p>同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>

	<p>政令附則第三十一条第六項第一号</p> <p>政令附則第三十一条第六項第二号から第四号まで</p>	<p>改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第六項第一号</p> <p>改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第六項第二号から第四号まで</p>
<p>附則第二十四条第十一項</p>	<p>同条第二十三項第一号</p>	<p>改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十三項第一号</p>
<p>附則第二十四条第十二項</p>	<p>法附則第五十六条第十三項</p> <p>同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十三項</p> <p>平成二十三年三月十一日</p>

<p>政令附則第三十三条第二十項第一号</p>	<p>改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第一号</p>
<p>政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号まで</p>	<p>改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号まで</p>
<p>政令附則第三十三条第二十項第三号</p>	<p>改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三条第二十項第三号</p>
<p>法附則第五十六条第十四項又は第十五項</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十四項又は第十五項</p>
<p>法附則第五十六条第十五項</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定</p>

	<p>により読み替えて適用される法附則第五十六条第十五項</p>
<p>同条第十四項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があった日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>
<p>同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を証する</p>	<p>同条第十四項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を証する</p>
<p>同条第十五項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があった日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>
<p>同項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を約する</p>	<p>同条第十五項に規定する居住困難区域内に所有していた旨を約する</p>
<p>政令附則第三十三条第二十三項</p>	<p>改正令附則第九条第一項の規定により読み替え</p>

	第二号から第四号まで	て適用される政令附則第三十三条第二十三項第二号から第四号まで
--	------------	--------------------------------

2 平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定の適用がある場合における新規則附則第二十三条第二項、第二十三条の二及び第二十五条第四項から第九項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十三条第二項	政令附則第三十二条第三項又は第四項	地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百九号。以下「改正令」という。） 附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第三項又は第四項
法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用	

	<p>される法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における</p>
<p>法附則第五十二条第二項に規定する</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項に規定する</p>
<p>同項各号又は同条第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>
<p>法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする自動車</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする自動車</p>
<p>法附則第五十二条第二項各号又</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>

<p>は第三項に規定する自動車持出 困難区域を指定する旨の公示が あつた日</p>	<p>法附則第五十二条第二項第二号 に掲げる</p>	<p>法附則第五十二条第二項第三号</p>	<p>法附則第五十二条第二項第二号 イ若しくは第三号イ</p>	<p>法附則第五十二条第二項又は第</p>
	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定 により読み替えて適用される法附則第五十二条 第二項第二号に掲げる</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定 により読み替えて適用される法附則第五十二条 第二項第三号</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定 により読み替えて適用される法附則第五十二条 第二項第二号イ若しくは第三号イ</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定</p>

<p>三項に規定する</p>	<p>により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項又は第三項に規定する</p>
<p>政令附則第三十二条の二第二項</p>	<p>改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条の二第二項</p>
<p>法附則第五十四条第七項</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第七項</p>
<p>政令附則第三十四条第十項</p>	<p>改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第十項</p>
<p>法附則第五十七条第十三項</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項</p>
<p>政令附則第三十二条第三項第二</p>	<p>改正令附則第九条第二項の規定により読み替え</p>

	<p>号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号</p> <p>法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては</p>	<p>て適用される政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号</p> <p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては</p>
<p>附則第二十三条の 二第一項</p>	<p>法附則第五十二条第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日</p> <p>法附則第五十四条第三項</p> <p>法附則第五十二条第二項第二号</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p> <p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第三項</p> <p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定</p>

<p>に掲げる</p>	<p>により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる</p>
<p>法附則第五十二条第二項第三号</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号</p>
<p>法附則第五十二条第二項第二号 イ若しくは第三号イ</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ</p>
<p>法附則第五十二条第三項の規定</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第三項の規定</p>
<p>政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号</p>	<p>改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第四項第二号</p>

		及び第三号
<p>附則第二十三条の 二第二項</p>	<p>法附則第五十四条第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>
<p>法附則第五十二条第二項第二号に掲げる</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる</p>	
<p>法附則第五十二条第二項第三号</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号</p>	
<p>法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ</p>	

	<p>法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車</p>
<p>附則第二十五条第四項</p>	<p>政令附則第三十二条第三項又は第四項</p>	<p>改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第三項又は第四項</p>
<p>法附則第五十七条第四項又は第五項</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第四項又は第五項</p>	
<p>法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>	

<p>法附則第五十二条第二項第二号に掲げる</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる</p>
<p>法附則第五十二条第二項第三号</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号</p>
<p>法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ</p>
<p>法附則第五十二条第二項又は第三項</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項又は第三項</p>
<p>政令附則第三十二条の二第二項</p>	<p>改正令附則第九条第二項の規定により読み替え</p>

	て適用される政令附則第三十二条の二第二項
法附則第五十四条第七項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第七項
政令附則第三十四条第十項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第十項
法附則第五十七条第十三項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項
法附則第五十二条第二項第二号イに規定する	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イに規定する
政令附則第三十二条第三項第二	改正令附則第九条第二項の規定により読み替え

	号及び第三号又は第四項第二号及び第三号	て適用される政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号
附則第二十五条第五項	政令附則第三十四条第四項又は第五項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第四項又は第五項
法附則第五十七条第六項又は第七項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項又は第七項	
法附則第五十七条第六項に規定する	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項に規定する	
同条第六項各号又は第七項に規定する自動車持出困難区域を指	平成二十三年三月十一日	

<p>定する旨の公示があつた日</p>	<p>法附則第五十七条第六項各号又は第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>
<p>法附則第五十七条第六項第二号</p>	<p>法附則第五十七条第六項第三号</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第二号</p>
<p>法附則第五十七条第六項第一号</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第三号</p>	

	<p>附則第二十五条第 六項</p>
<p>政令附則第三十四条第十項</p>	<p>法附則第五十七条第十三項</p>
<p>政令附則第三十四条第四項第二 号及び第三号又は第五項第二号 及び第三号</p>	<p>政令附則第三十四条第七項又は 第八項</p> <p>法附則第五十七条第八項又は第</p>
<p>第六項第一号</p> <p>改正令附則第九条第二項の規定により読み替え て適用される政令附則第三十四条第十項</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定 により読み替えて適用される法附則第五十七条 第十三項</p>
<p>改正令附則第九条第二項の規定により読み替え て適用される政令附則第三十四条第四項第二号 及び第三号又は第五項第二号及び第三号</p>	<p>改正令附則第九条第二項の規定により読み替え て適用される政令附則第三十四条第七項又は第 八項</p> <p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定</p>

<p>九項</p>	<p>により読み替えて適用される法附則第五十七條第八項又は第九項</p>
<p>法附則第五十七條第八項に規定する</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第八項に規定する</p>
<p>同條第八項各号又は第九項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>
<p>法附則第五十七條第八項各号又は第九項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>
<p>法附則第五十七條第八項第二号</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定</p>

			法附則第五十七條第八項第三号		により読み替えて適用される法附則第五十七條第八項第二号
			法附則第五十七條第八項第一号		平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第八項第三号
	政令附則第三十四條第十項				改正令附則第九條第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四條第十項
	法附則第五十七條第十三項				平成二十四年改正法附則第十五條第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項

	<p>政令附則第三十四条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号</p>	<p>改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号</p>
<p>附則第二十五条第七項</p>	<p>法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等</p>
	<p>法附則第五十七条第十三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>
	<p>法附則第五十二条第二項第二号に掲げる</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる</p>
	<p>法附則第五十二条第二項第三号</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定</p>

<p>八項 附則第二十五条第</p>				
<p>法附則第五十七条第十三項に規定する自動車持出困難区域を指</p>	<p>法附則第五十二条第二項第一号</p>	<p>法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車</p>	<p>法附則第五十二条第二項第二号 イ若しくは第三号イ</p>	
<p>平成二十三年三月十一日</p>	<p>第二項第一号 平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第一号</p>	<p>第十三項に規定する対象区域内自動車 平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条</p>	<p>第二項第二号イ若しくは第三号イ 平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条</p>	<p>第二項第三号 により読み替えて適用される法附則第五十二条</p>

	<p>定する旨の公示があつた日</p>	
	<p>法附則第五十七条第六項第二号</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第二号</p>
	<p>法附則第五十七条第六項第三号</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第三号</p>
	<p>法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等</p>
	<p>法附則第五十七条第六項第一号</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第一号</p>

附則第二十五条第

九項

<p>法附則第五十七条第十三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>
<p>法附則第五十七条第八項第二号</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第二号</p>
<p>法附則第五十七条第八項第三号</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第三号</p>
<p>法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車</p>
<p>法附則第五十七条第八項第一号</p>	<p>平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定</p>

により読み替えて適用される法附則第五十七条
第八項第一号

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十三年総務省令第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「平成二十五年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。

附則第二条第二項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十四年度分」を「平成二十五年分」に改める。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項中「、第十四条の九第三項」を「(第一条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の九第三項(第一条第二項及び第十四条の十一第二項にお

いて準用する場合を含む。）」に改め、「第十五条の四第二項」の下に「、第十六条の二第二項」を、「第二十条の九の三第一項及び」の下に「第三項並びに」を加え、「第四十三条（」を「第二十六条第三項及び第四十三条（これらの規定を」に、「第三十八項、第四十項及び第四十一項」を「第二十八項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十四項及び第四十五項」に、「第五十三条第二十二項及び第二十三項」を「第五十三条第二十二項、第二十三項及び第二十八項」に、「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第三十七項」に、「第五十三条第四十項及び第四十一項については第七百三十四条第三項において」を「第五十三条第三十九項及び第四十項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第四十四項及び第四十五項については第一条第二項において」に、「第七十二条の二十四の十第六項（」を「第七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四の十第六項（これらの規定を」に、「第七十二条の四十九第二項及び第四項から第六項まで」を「第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで」に改め、「第七十二条の四十九の二」の下に「、第七十二条の四十九の五第四項、第七十二条の四十九の八第一項及び第三項」を、「第七十二条の五十九」の下に「、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項」を、「第七十二条の七十八第六項」の下に「、第七十二条の八十四第四項」を、「

第七十二条の八十九」の下に「、第七十三条の八第四項」を、「第七十三条の三十四第一項」の下に「、第七十四条の七第六項」を、「第七十四条の二十五第一項」の下に「、第七十七条第四項」を、「第九十二条第一項」の下に「、第一百六条第四項」を、「第一百四十四条の九第四項及び第五項」の下に「、第一百四十四条の十一第五項」を、「第一百四十四条の三十五第一項及び第二項」の下に「、第一百四十四条の三八第四項、第一百四十四条の三八の四第一項及び第三項」を、「第一百五十二条第一項」の下に「、第一百五十五条第四項」を、「第八十四条第二項」の下に「、第八十八条第三項」を、「第九十八条第一項」の下に「、第二百六十四条第四項」を加え、「第二百七十五条第二項並びに第二百八十三条第一項」を「第二百七十五条第二項並びに第二百八十三条第三項」に改め、「第三百四十九条の四第六項及び第八項」の下に「、第三百五十三条第四項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）」を、「第三百九十四条」の下に「、第三百九十六条第四項、第三百九十六条の四第一項、第二項、第四項及び第六項」を、「第四百四十七条第一項」の下に「、第四百五十条第三項」を、「第四百五十七条第一項」の下に「、第四百七十条第六項」を、「第五百二十二条」の下に「、第五百二十五条第四項」を加え、「第五百九十九条第一項（）」を「第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（こ

これらの規定を」に、「第六百八十条」を「第六百七十四条第四項、第六百八十条」に、「及び第七百条の六十四第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の四第二項、第七百一条の十六第一項」を「、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の三十五第四項」に、「第七百一条の六十三第一項、第七百二条の八第五項」を「第七百一条の六十三第一項並びに第七百二条の八第五項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第七百七条第四項」に、「第七百十八条第二項並びに第七百二十六条第一項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「第七百十八条第二項及び第七百二十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三条の四第四項」に、「第七百三十三条の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五条第二項」を「第七百三十三条の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五条第二項」に改める。

別表地方税法施行令の項中「第六条の八第三項」を「第六条の八第四項」に、「第六条の四第一項（第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第四項」を「第六条の四第一項及び第二項（同条第一項について

は第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項」に、「第六条の八第一項及び第二項」を「第六条の八第一項から第三項まで」に、「第六条の二十」を「第六条の十二第五項（第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。）」、「第六条の二十」に改め、「第七条の三の四第一項」の下に「、第七条の四の七第一項」を加え、「第九条の七第十六項及び第二十八項」を「第九条の七第十三項、第二十三項及び第二十七項」に、「第二十四条の三第一項」を「第二十条の二第一項（第一条において準用する場合を含む。）」、「第二十四条の三第一項」に改め、「第二十五条第一項」の下に「、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第一項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第一項」を、「第四十三条の十七」の下に「、第四十三条の十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項」を、「第四十六条の三の二第一項」の下に「、第四十七条の五第一項」を加え、「第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九」を「第四十八条の九の八、第四十八条の九の九第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十」に、「、第四十八条の十三第十七項及び第二十九項」を「、第四十八条の十

三第十四項及び第二十四項並びに第四十八条の十三第二十八項（これらの規定を第五十七条の二第一項において準用する場合を含む。）に、「第五十四条の四十二第一項」を「第五十二条の十三の二第一項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）」、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十二第一項」に改め、「第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）」の下に「第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十六条の四十九の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第十三項」を「及び第十六項」に改め、「第十一条の三第三項」を削り、「第十六条の二第一項、第二項及び第四項並びに」を「第十六条の二第一項、第二項及び第四項、」に改め、「第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項」の下に「第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の

二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二第二項並びに第三十四条第九項及び第十項」を加える。

別表地方税法施行規則の項中「第一条の八、」及び「及び第三条の三の二（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」、第三条の四（第一条及び第十条の二の五（第一条の二において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）、第五条の二（第一条において準用する場合を含む。）」を削り、「第八条の八（」の下に「第一条及び」を加え、「第八条の五十一第一項並びに第十条第三項」を「第八条の五十一第一項並びに第十条第二項から第六項まで」に改める。